

---

# 日本メディア英語学会 会誌投稿規定

日本メディア英語学会 理事会

---

## 1. 会誌に掲載する論文の性格

日本メディア英語学会の機関誌（電子ジャーナル）である *MEDIA, ENGLISH AND COMMUNICATION*（日本語名「メディア・英語・コミュニケーション」=以下、会誌）は、メディア英語およびその関連領域に関する学術的または実践的な論考を中心に、本会の設立趣旨に照らして編集委員会が適切と認めたものを掲載する。

## 2. 原稿の種類と内容

本学会誌掲載の原稿は、依頼原稿と投稿原稿の2種類に分かれる。

依頼原稿には以下のものが含まれる。

- ・ 依頼原稿：以下の2種類がある。

（1）基調講演：本学会の主催する年次大会の講演者に対して、編集委員会が執筆を依頼したもの。

（2）寄稿：本学会の会員および非会員で、その研究成果が学会の活動に資するものであると編集委員会が判断し、執筆を依頼したもの。寄稿には、「論文」「抄録」「報告」「エッセイ」の4種類がある。

注1）依頼原稿の査読は行わない。

注2）依頼原稿の締め切り日は、編集委員会が著者に連絡する。

- ・ 報告・通知原稿

学会事務局による活動報告や各種通知等。

投稿原稿には、本会会員による「研究論文」「研究ノート」「実践報告」「その他」の4種類があり、それぞれ以下に示す内容とする。

- ・ 研究論文(Research Paper): メディア英語およびその関連領域にかかわる諸現象について理論的または実証的に考察した論文で、独自の知見を含むもの。
- ・ 研究ノート(Research Notes): 研究論文および実践報告として最終的な形態に至る前の暫定的な考察を試論（または中間報告）としてまとめたもの、または論文としてまとめには至らないが、他の研究者にとって有益と思われる情報や研究データをまとめたもの。
- ・ 実践報告(Pedagogical Report): メディア英語およびその関連領域における教育実践に関する報告。ただし、単なる事実の列記や回想ではなく、実践内容に関する独自の考察や知見、提言または一般化等を含むものを対象とする。
- ・ その他(Others): 上記の区分以外のもので、編集委員会が適切と認めたもの。このカテゴリーには主として以下のものが含まれる。

※一般報告 [調査・活動・動向報告] (General Report): メディア英語およびその関連領域に関する独自の調査報告（アンケート調査、聞き取り調査等）や、本会会員にとって有

益な情報を含む国内外の新たな動向を紹介したもの〔体験報告、学会その他の参加報告等〕、および学会活動にかかわる各種報告（例会や講演会、シンポジウム等の報告）。

※学位論文要旨(Dissertation Summary)：メディア英語およびその関連領域における最新の学位論文（修士論文または博士論文）の内容を簡潔に紹介したもの。

※書評 (Book Review): メディア英語およびその関連領域に関する国内外の論文および書籍に関する論評。

投稿原稿については上記いずれの場合も原則としてすべて未発表の内容のものに限る。ただし、編集委員会が認めたものについてはこの限りでない。すでに口頭で発表したもの、または研究ノートやワーキングペーパーとして発行された論文については、相応の修正・発展を加えたものであること、およびその旨を明記してあることを条件に査読の対象とする。なお、投稿に当たって原稿の種別を明記しておくのが好ましい（第5条参照＝ただし最終的な判断は編集委員会が行う）。

### 3. 投稿者の資格

投稿者は原則として本学会会員に限る（会員の種類は問わない）。ただし、編集委員会の依頼による原稿についてはこれに限らない。なお、複数の著者によるものについては、本学会の会員が第1著者〔筆頭著者〕であることを要する。ただし、入会手続き中の者も含む。

### 4. 投稿方法と投稿先、投稿締切日

投稿論文の原稿(資料・図版等含む)は、第9条および10条の規定に従って作成・保存したMicrosoft Word 形式のファイルを、編集長宛の電子メールに添付して送付するものとする（ファクスおよび郵送による投稿は認めない。送付先メールアドレスについては学会ウェブサイトを参照）。投稿締切日は、会誌編集委員長が毎年学会ウェブサイトにて告知する。

### 5. 提出物および提出部数

電子メールによる投稿は原本1部のみを添付ファイルとして送付し、メール本文中に以下の情報を箇条書きで記載すること。これらの情報の記載がない場合は原則として投稿を受け付けない（ただし5)は任意とする)。

- 1) 投稿者氏名（ふりがな）
- 2) 所属機関・職名
- 3) メールアドレス
- 4) 論文題目（和文題目と英文題目を併記）
- 5) 投稿原稿の種類（「研究論文」「実践報告」「研究ノート」「その他」）

### 6. 採否の決定、および採用後の提出物

投稿論文の採否、およびその種別（第2条参照）は編集委員会において最終決定し、投稿者に通知する。この決定に関する問い合わせは受け付けない。投稿論文の採用が決定した場合、指定の期日までに最終稿を提出しなければならない（ただし、すでに最終稿として十分な形式と内容が整っていると編集部が判断したものについては再提出を要しない）。また、提出物の内容・体裁等について

編集委員会より別途、個別に指示することがある。この場合はその指示に従うこと。

## 7. 査読

投稿論文の査読は編集委員会の指名した複数の査読委員によって行われる。査読の結果は、編集委員長より各投稿者に電子メールによって通知される。

## 8. 使用言語

投稿論文は、和文または英文とする。ただし、必要に応じてこれ以外の言語による引用や例文を本文中に含めることができる。この場合は、和文または英文いずれかの訳を添えること。

注) 英語を日常使用言語としない著者による英文論文については、投稿に当たって適當なネイティブスピーカーまたはこれに代わる有識者による英文校正を受けておくこと。この手順を経ず投稿された英文論文で、著しい文法的逸脱その他の文章上の不具合がみられるものについては査読の対象としない。

## 9. 原稿の体裁

投稿論文は、(1) 論文表題、(2) 著者名と所属先、(3) 英文要旨、(4) キーワード、(5) 本文、(6) 謝辞、(7) 文末註、(8) 参考文献、(9) 卷末資料、(10) 書誌情報（和文要約を含む）の順に記載するにのうち(6) (7) (9)はオプション）。このほか、以下の点に留意すること。

- ・ (3) の**英文要旨**は **150 words** 以内で作成する。
- ・ (4) のキーワードは 3 つを標準とし、最大 5 つまで掲載することができる。なお、キーワードは同じものを英語と日本語で、それぞれ英文要旨と和文要旨の下に記入すること
- ・ (7) の**文末註**について: 註を加える場合は本文中の該当個所に**手動入力**で連番を加えた上で、論文の末尾に一括して記載すること（編集の都合上「脚註」は不可とする。また、ワープロの卷末註自動挿入機能は**使用しないこと**）。
- ・ (9) の参考文献は原則として APA (American Psychological Association) 方式に準拠する。なお、英文表記と和文表記のものが混在する場合、まず英文表記のものをアルファベット順に並べた上で、その後に和文表記のものを五十音順に並べるものとする。
- ・ (10) の書誌情報は、所定のテンプレートにしたがって記入すること。**和文要約**は **500 文字以内**とする。
- ・ 図表には連番を**手動**で付した上で適切な**キャプション**を加えること。
- ・ インターネット上のウェブサイトに掲載されている論文等についてはその取得先アドレスを記入すること（この際、ウェブからデータを取得した年月日を添えること）。

## 10. ページ設定（文字数、行数、余白、フォント）

投稿原稿は、原則としてワードプロセッサを用いて作成する。和文の場合、上下左右各 30 mm の余白を設定した上で、**1 ページ当たり 38 字 × 40 行**で、**メイリオ 9 ポイント**を基準に、横書き 1 段組みで作成する。英文の場合も日本語の書式設定に準ずる。ただし、Arial 系統のフォントを使う場合は 10 ポイント、Times New Roman 系統のフォントは 11 ポイントを基準とする。なお、

ワープロ入力に関しては、学会ウェブサイト上に掲載のスタイルシート([https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fjames.or.jp%2Ffiles%2FStyle\\_Sample.doc&wdOrigin=BROWSELINK](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fjames.or.jp%2Ffiles%2FStyle_Sample.doc&wdOrigin=BROWSELINK))を参照の上、特に以下の点に留意すること。

- ・本文中の各章節（セクション）にはそれぞれ適切な見出しを加え、見出しの前に1行ずつの空白行を設ける。
- ・各セクションは原則として以下のように階層付けすること。ただし、特段の事由がある場合にはこの限りでない。

1. . . . . . .	1. . . . . . .
2. . . . . . .	2. . . . . . .
2.1 . . . . .	2.1 . . . . .
a) . . . .	2.1.1 . . . .
b) . . . .	a) . . . .
2.2 . . . . .	b) . . . .
a) . . . .	2.2.2 . . . .
b) . . . .	a) . . . .
3. . . . . . .	b) . . . .

- ・**外字**および**機種依存文字・記号**は使用しない。
- ・和文中の英語の語句の前後に半角相当の**スペース**を入れる。（例：これは sample です）
- ・数字は特に理由のない限り**半角**を用いる。（例： 2, 25, 2000）
- ・和文の句読点には通常の**テン**（、）と**マル**（。）を使用。
- ・英文原稿の場合、**ピリオドの後のスペースは1文字分**とする。
- ・見出し番号、（箇条書き各項の）段落番号、図表番号などについてはそれぞれ**手動で連番を付すること**（ワープロの自動設定機能を使わない）。また、原稿の作成に当たっては**テンプレート、オートフォーマット等の各種入力支援機能は使用しないこと**。
- ・**セクション区切り、段組み**等は使用しないこと。
- ・文中にカラーの図表および画像を挿入することができる。高解像度の図表がファイルサイズを著しく増大させる場合には、プラットフォームの技術的制約上、高解像度版を「電子付録」として掲載する。該当する場合は、編集委員会から別途連絡する。
- ・複雑な図表を使用する場合や、多くの図表を使用する場合は Excel ファイルなどに収められたオリジナルデータを原稿とともに送付すること。

## 11. 原稿の分量

投稿論文の分量は、前記 10 条および 11 条の規定に従って打ち出した A4 サイズ原稿で、英文要旨、本文、図表、参考文献、巻末資料等を含めて**20 ページ程度**を上限とする（修論および博論要旨については上限**5 ページ**）。ただし、編集委員会が必要と認めたものについては規定の分量を超えた原稿を掲載することができる。

## 12. 受理日

投稿論文の正式受理日は、編集委員長の指名した査読委員による査読、および編集委員会による採否決定を経て、最終的に本会誌への掲載を認められた日付とする。

## 13. 著者校正

著者校正は原則として編集委員会が採用決定した後に1回だけ行い、変更は字句の修正のみとする。ただし、用字用語や句読点、その他の編集上の最終的な判断は編集委員会が行う。

## 14. 掲載に関わる費用

原則として無料とする。

## 15. 著作権および利用許諾

### 15.1 著作権の帰属

本会誌に掲載される本著作物の著作権（日本国著作権法第27条および第28条を含む）は著者に帰属する。著作者人格権は著者に留保される。ただし、本会による電子公開・保存・検索性向上に必要な範囲（書誌メタデータの付与・修正、体裁の軽微な調整、プレビュー用画像生成等）、および本条に基づくクリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンスに基づく利用については、著作者人格権を行使しないものとする。

### 15.2 本会への利用許諾

本会は、本著作物をJ-STAGEその他のプラットフォームを通じて公衆送信、複製、頒布、保存する非独占的権利を、期間の定めなく無償で有する。

### 15.3 公開ライセンス

- (1) 本会は、本著作物を原則として「クリエイティブ・コモンズ 表示-非営利（CC BY-NC 4.0）」ライセンスで公開する。著者の申請に基づき、編集委員会が認めた場合には「表示-非営利-改変禁止（CC BY-NC-ND 4.0）」ライセンスを適用できる。
- (2) 第15号以前に掲載された論文については、旧投稿規定の著作権に限りなく近い「表示-非営利-改変禁止（CC BY-NC-ND 4.0）」ライセンスで公開する。ただし、著者の申請に基づき、編集委員会が認めた場合には「表示-非営利（CC BY-NC 4.0）」に変更できる。
- (3) 営利利用とは、商業出版、企業研修・教材利用、販売目的の複製・配布、広告収入を得るウェブサイトでの利用等を指す。ただし、学校授業・公開講座・学術団体の研究会等は第15.5に定める特例に従い、非営利利用とみなす。
- (4) 日本国著作権法第32条に基づく正当な引用は、改変に該当せず、本ライセンスの制約を受けない。引用を行う際には、正式書誌情報およびDOIを明記し、可能な限りJ-STAGE掲載版へのリンクを付すこと。

### 15.4 著者の権利

著者は以下の権利を保持する：

- (1) 公開用原稿 PDF を自身のウェブサイトや所属機関のリポジトリに掲載できる。
  - (2) 自著書籍、教材、論文集等に収録できる。
    - (ア) CC BY-NC 4.0 の場合：全部または一部の収録が可能
    - (イ) CC BY-NC-ND 4.0 の場合：全部のみ収録可能（一部収録は引用の範囲内に限る）
  - (3) 教育・研究を目的として複製・配布できる。
- その際には、本会誌に掲載された正式書誌情報および DOI を明記し、可能な限り J-STAGE 掲載版へのリンクを付す

#### 15.5 教育利用の特例

以下の教育目的での利用は、非営利利用とみなす：

- 大学・高等学校等での授業使用
- 教育機関主催の公開講座・市民講座
- 学術団体・研究機関主催の研究会・講演会
- 図書館・博物館等の教育プログラム

#### 15.6 著者による営利利用

著者は、営利・非営利を問わず、自身の著作物を自由に利用できる。例：自著書籍・教材・論文集への収録、商業出版社からの出版、有料講演・研修での使用、その他自己の商業活動での利用。この場合、学会の事前許可は不要である。

#### 15.7 第三者利用

第三者は、適用される CC ライセンスの条件に従って利用できる。営利利用を希望する場合は、著者の許諾を要する。なお、営利・非営利を問わず、利用の際は出典として本会誌に掲載された論文であることを明記しなければならない。

#### 15.8 ライセンス表示

本会誌および各論文には、適用される CC ライセンスを明示する。

### 16. 著者の責任および研究倫理

#### 16.1 内容に関する責任

万一、本著作物に起因して第三者との間で紛争が生じた場合、著者は本会と協力してその解決にあたる。著者の故意または重大な過失により本会が損害を被った場合は、著者がその損害を賠償するものとする。

#### 16.2 研究倫理の遵守

人を対象とする研究（実験、調査、インタビュー等）を含む場合、著者は研究倫理を遵守し、以下を行うものとする。

- (1) 研究対象者への適切な説明と同意（インフォームド・コンセント）の取得
- (2) 個人情報の匿名化と適切な保護
- (3) 所属機関に研究倫理審査委員会が存在する場合は、その承認を得ること。存在しない場合は、著者が研究倫理に十分配慮して責任を負うこと。

### 17. 投稿規定への同意

著者は、本会誌に論文を投稿した時点で、本投稿規定に同意したものとみなす。

## 18. 将来技術への対応

### 18.1 規定の見直し

本規定は、学術出版技術の進歩、国際的なオープンアクセス政策の変化、関連法令の改正に応じて適宜見直す。

### 18.2 AI・情報解析利用

#### (1) 非営利利用

- CC BY-NC 4.0 の論文については、非営利目的に限り、AI 学習およびテキスト・データマイニング (TDM) 等の情報解析を許可する。
- CC BY-NC-ND 4.0 の論文については、非営利目的に限り、統計的分析やデータ抽出を目的とする情報解析を許可する。ただし、元論文の内容を改変して新たな著作物を生成する利用には、著者の追加許諾を要する。

#### (2) 営利利用

- 営利目的による AI 学習・情報解析には、著者の事前許諾を要する。
- 本会は、営利利用を希望する者と著者との間の仲介窓口として機能し、許諾状況の記録・管理を行う。

なお、日本国著作権法第 30 条の 4 (情報解析等の非享受利用) および第 32 条 (引用) に該当する利用は、この限りではない。

## 19. 準拠法

本規定に定めのない事項については、日本国著作権法および関連法令、ならびに学術出版の慣例に従う。

### 附則

本規定は第 16 号から適用する。

2011 年 3 月 22 日策定

2016 年 3 月 13 日改定

2016 年 7 月 31 日改定

2016 年 11 月 30 日改定

2025 年 10 月 26 日改定

### 関連文書

- 会誌公開規定
- 投稿規定 FAQ : よくある質問と回答